2025 年度

奨学金・学生生活の手引き

立命館大学

これから大学での新しい学生生活が始まります。自宅から通学する方、親元から離れて初めて一人暮らしをする方など、環境はこれまでと大きく変化することと思います。この冊子では、新しく始まる学生生活を送るうえで大切な事項について紹介します。

本学では、入学式前後から授業開講までの数日間を新入生オリエンテーション期間とし、大学のシステム、カリキュラム、具体的な時間割の組み方等についての説明を行います。また、奨学金、学生生活における諸注意、課外自主活動参加の意義など、学生生活を始めるにあたっての必要な情報を本学ウェブサイトで提供しています。本冊子を熟読するとともに、本学ウェブサイトで発信する情報等も確認のうえ、学生生活がスムーズに送れるようにしてください。

もくじ

Ⅰ 学生生活を始めるにあたって …… 1

Ⅱ 奨学金について …… 2

1 立命館大学の奨学金制度（学部生対象） …… 2

2 新入生対象の入学前および入学直後に募集する奨学金 …… 3

入学前に出願が必要な奨学金 …… 3

（1）立命館大学家計急変学費減免【入学予定者】（給付型） …… 3

（2）民間財団奨学金【学校推薦群】（給付型・一部給付貸与併用型） …… 3

入学直後に出願が必要な奨学金〜出願準備は入学前からはじめてください〜 …… 4

（3）日本学生支援機構 給付奨学金および立命館大学学費減免（給付型） …… 4

（4）日本学生支援機構 貸与奨学金（貸与型） …… 5

（5）立命館大学春季奨学金（日本学生支援機構 給付奨学金および立命館大学学費減免・日本学生支援機構 貸与奨学金）募集要項 請求要領 …… 5

3 日本学生支援機構奨学金（貸与・給付）の「予約採用」が決定している方へ …… 6

4 立命館大学入学以前に高等学校・他大学などで日本学生支援機構 貸与奨学金を受給していた方へ …… 6

5 教育ローンについて …… 6

Ⅲ 下宿・通学について …… 7

1 下宿について …… 7

2 通学定期券の購入について …… 7

3 自動車通学（全面禁止）・バイク・自転車通学に関する本学のルール …… 8

4 保険加入のすすめ …… 9

Ⅳ 学生生活について …… 10

1 キャンパス全面禁煙について …… 10

2 安心で快適な学生生活を送るために …… 10

3 国民年金への加入について …… 11

4 学生生活についての相談窓口・支援について …… 12

（1）学生生活に関わる悩みを持つ学生の相談窓口 …… 12

（2）障害のある学生に対する支援について …… 12

◆問い合わせ窓口一覧

Ⅰ 学生生活を始めるにあたって　～学生生活にかかる費用をイメージ～

学生生活には、大学に納める授業料等の他にも、さまざまな費用がかかります。まずは自らの学生生活の経済設計をしっかり立ててみてください。参考までに「キャンパス周辺の住居費」「１ヶ月に必要な学生生活費の目安」を掲載します。このほかにも海外留学・課外自主活動・資格取得講座への参加などを考えている方は、別途費用が必要です。どのような学生生活を送るか考え、その費用をまかなうために奨学金を必要とする場合は、この機会に出願されることをお勧めします。

〈キャンパス周辺の住居費〉 2023 年度立命館大学生が契約した物件の平均値　（単位 / 円）

	家賃（月額）	共益費（月額）	礼金	敷金	更新料
衣笠（京都）	49,380	4,672	75,450	59,114	52,952
BKC（滋賀）	41,419	5,838	0	75,167 ※1	0
OIC（大阪）	59,428	7,548	115,469	61,329	91,767 ※2

衣笠キャンパス：（株）クレオテック・（株）学生ハウジング／ BKC：（株）クレオテック・（株）学生情報センター／ OIC：（株）クレオテック調べ

※1 びわこ・くさつキャンパス周辺の物件には、敷金がかからない物件が多く存在します。上記の記載は敷金が発生する物件の平均値です。

※2 大阪いばらきキャンパス周辺の物件には、更新料はほとんどかかりません。上記の記載は更新料が発生する物件の平均値です。

家賃（月額）の相場

衣笠：セパレート 31,000 円～ 77,000 円　ユニットバス 25,000 円～ 55,000 円

BKC：セパレート 33,000 円～ 50,000 円

OIC：セパレート 32,000 円～ 101,000 円　ユニットバス 32,000 円～ 56,000 円

※ 市場の状況により、賃料は変動します。また相場より高い物件、安い物件も存在しますのでご留意ください。

〈１ヶ月に必要な学生生活費の目安〉 立命館生活協同組合「2023 年度学生生活実態調査 」より

生活費（1 カ月の収入と支出のキャンパス別平均値）

自宅生

衣笠キャンパス　（単位／円）

収入		支出			
定期代など	7,050	食費	13,450	書籍費、勉学費	2,330
奨学金	15,520	住居費	570	日常費、電話代	7,830
アルバイト、その他	54,190	交通費	10,790	その他、貯金繰越	25,310
収入合計	**76,760**	教養娯楽費	15,180	支出合計	**75,460**

びわこ・くさつキャンパス　（単位／円）

収入		支出			
定期代など	8,710	食費	13,010	書籍費、勉学費	1,520
奨学金	12,720	住居費	1,320	日常費、電話代	6,370
アルバイト、その他	52,630	交通費	11,720	その他、貯金繰越	24,860
収入合計	**74,060**	教養娯楽費	14,350	支出合計	**73,150**

大阪いばらきキャンパス　（単位／円）

収入		支出			
定期代など	7,400	食費	13,240	書籍費、勉学費	1,710
奨学金	8,800	住居費	0	日常費、電話代	8,420
アルバイト、その他	53,170	交通費	9,330	その他、貯金繰越	20,340
収入合計	**69,370**	教養娯楽費	13,950	支出合計	**66,990**

自宅外生

衣笠キャンパス　（単位／円）

収入		支出			
仕送り	67,110	食費	25,280	書籍費、勉学費	2,640
奨学金	20,080	住居費	53,230	日常費、電話代	12,170
アルバイト、その他	41,860	交通費	5,910	その他、貯金繰越	17,620
収入合計	**129,050**	教養娯楽費	14,000	支出合計	**130,850**

びわこ・くさつキャンパス　（単位／円）

収入		支出			
仕送り	69,610	食費	27,270	書籍費、勉学費	2,360
奨学金	17,140	住居費	53,940	日常費、電話代	11,430
アルバイト、その他	39,240	交通費	5,410	その他、貯金繰越	14,950
収入合計	**125,990**	教養娯楽費	13,970	支出合計	**129,330**

大阪いばらきキャンパス　（単位／円）

収入		支出			
仕送り	78,290	食費	29,910	書籍費、勉学費	1,170
奨学金	18,250	住居費	57,890	日常費、電話代	12,310
アルバイト、その他	53,890	交通費	5,330	その他、貯金繰越	23,610
収入合計	**150,430**	教養娯楽費	19,190	支出合計	**149,410**

※合計値は、支出（収入）総額の平均値です。

※立命館大学周辺の物件は、立命館生活協同組合のウェブサイト（https://www.ritsco-op.jp/enter/）や（株）クレオテック、または大学周辺の取り扱い店のウェブサイト等をご確認ください。

〈海外留学・資格取得講座の費用一例〉

海外留学プログラム参加費（参加費はすべて 2023 年度の実績または、募集要項掲載のものです。）

・異文化理解セミナー、現地で学ぶ初修語セミナー（期間：約３～４週間、13 ヶ国・地域）
　北米：約 74 ～ 110 万円、ヨーロッパ：約 57 ～ 76 万円、アジア：約 45 万円

・立命館・ヨーク大学「イギリスで学ぶクリエイティビティ」プログラム（期間：4 ヶ月間）　約 189 万円
　※ 参加費の内訳・詳細は今後発行される募集要項を確認してください。
　※ 海外留学を奨励する奨学金制度を設けています。詳細は海外留学プログラムホームページ等で確認してください。

エクステンションセンター講座（2024 年度実績）

・公務員講座（法文系）155,000 円程度
・公務員講座（技術系）93,000 円～ 125,000 円程度
・簿記検定講座（2 級）　66,000 円程度
・宅建士講座　96,000 円程度
・MOS 講座　各 27,000 円程度

Ⅱ 奨学金について

1 立命館大学の奨学金制度（学部生対象）

立命館大学独自の奨学金制度および学外の奨学金制度（日本学生支援機構奨学金、民間財団奨学金）の一覧を以下に紹介しています。

新入生対象の経済支援型奨学金は、奨学金の種類によって出願時期・出願方法が異なります。今回は入学前および入学直後に募集を行う奨学金を紹介していますので、希望する方は、P.3 ～ P.5 を参照のうえ期限内に手続を行ってください。ここで紹介していないその他の奨学金については奨学金ウェブサイトをご覧ください。

■入学前に出願が必要な奨学金

制度名	給付・貸与内容	支援内容
⑴ 立命館大学 家計急変学費減免（入学予定者）	給付型 （授業料減免型）	・家計急変時 ・災害等による被災時
⑵ 民間財団奨学金【学校推薦群】	給付型	経済支援

※「民間財団奨学金【一般公募群】」、「地方公共団体奨学金」の募集時期については各団体により異なりますので各自で奨学金ウェブサイトを確認してください。

■入学直後に出願が必要な奨学金

制度名	給付・貸与内容	支援内容
⑶ 日本学生支援機構 給付奨学金・立命館大学学費減免*	給付型 （月額給付・入学金および授業料減免）	経済支援
⑷ 日本学生支援機構 貸与奨学金（第一種・第二種）	貸与型	経済支援

＊立命館大学学費減免を希望する方は、日本学生支援機構給付奨学金への出願が必要です。

■その他の奨学金

経済支援型奨学金

―経済的理由による修学困難者への支援―

＜家計急変・災害等による被災時＞
- 立命館大学家計急変学費減免（学部生）
- 立命館大学父母教育後援会家計急変奨学金（会員のみ）
- 立命館大学父母教育後援会災害支援奨学金（会員のみ）
- 立命館大学父母教育後援会会員弔慰金（会員のみ）
- 立命館大学父母教育後援会会員災害見舞金（会員のみ）
- 日本学生支援機構給付奨学金（家計急変）
- 日本学生支援機構貸与奨学金（緊急・応急）
- JASSO 災害支援金

成長支援型奨学金

―学生の学びと成長を支援（正課・正課外での学び）―

＜正課での学び＞
- 立命館大学西園寺記念奨学金（成績優秀者枠）
- 立命館大学＋ R 学部奨学金
- 立命館大学学びのコミュニティ学外活動奨励奨学金（正課授業）

＜課外自主活動での学び・コミュニティ形成＞
- 立命館大学校友会未来人財育成奨励金（団体）
- 立命館大学 Challenge 奨学金（個人）
- 立命館大学正課外プログラム助成金
- 立命館大学学びのコミュニティ初年次教育支援活動助成金（団体）
- 立命館大学アスリート・クリエーター育成奨学金（個人）

＜難関分野資格取得＞
- 立命館大学西園寺記念奨学金（難関試験合格者枠）
- 立命館大学エクステンションセンター特別奨励生

＜国際社会での学び＞
- 立命館大学海外留学チャレンジ奨学金
- 立命館大学海外留学サポート奨学金

各種奨学金の詳細については、立命館大学「奨学金」ウェブサイトで確認してください。

立命館大学 奨学金ウェブサイト　https://www.ritsumei.ac.jp/scholarship/

2 新入生対象の入学前および入学直後に募集する奨学金

新入生対象の経済支援型奨学金は、その多くが入学前および入学直後に出願・選考を行います。以下に紹介する奨学金を希望する方は、期限内に手続を行ってください。出願にあたっては、必ず本学奨学金ウェブサイトに掲載している募集要項を確認してください。

入学前に出願が必要な奨学金

（1）立命館大学家計急変学費減免【入学予定者】（給付型）

入学直前期に家計急変や自然災害等による経済的な理由により、修学が困難となった方に対して支援する奨学金です。

出願資格	急変事由	2024 年 1 月以降に、以下の①～④のいずれかの事由が発生したこと ①生計維持者の死亡（自然災害等による場合も含む） ②生計維持者が重度後遺障害に認定（自然災害等による場合も含む） ③自然災害等により生計維持者が居住する家屋の被害 ④自然災害等により生計維持者が 30 日以上の長期入院・加療
	家　　計	急変事由発生後の生計維持者（父母合算）の年間収入が、給与収入の場合 600 万円以下、自営業その他所得の場合 197 万円以下であること
給 付 額		年間授業料の 1/4 の額
給付方法		入学初年度の春学期 ※一旦、入学手続時納付金（入学金と授業料および諸会費）は、期日までに納入してください。
採用人数		制限なし（出願資格を満たす者は全員「採用候補者」となる）
出願期間		第 1 回　2025 年 2 月 3 日（月）～ 2025 年 2 月 21 日（金） 第 2 回　第 1 回締切後～ 2025 年 4 月 21 日（月）
募集要項・願書		本学奨学金ウェブサイト［立命館大学トップ→学生生活・就職→奨学金制度 →奨学金・助成金制度→目的から探す→立命館独自・JASSO（家計急変・災害） →立命館大学家計急変学費減免］からダウンロードしてください。
備　　考		この制度は、国の「高等教育の修学支援新制度」の家計急変の授業料減免制度を包括した制度です。出願する場合は、原則、日本学生支援機構給付奨学金 家計急変にも出願が必要です。

（2）民間財団奨学金【学校推薦群】（給付型・一部給付貸与併用型）

多くの企業または公益法人等（以下、財団）では、広く社会に貢献する人材あるいは優秀な人材の育成を目的として奨学事業を実施しており、大学生を対象に奨学生を募集しています。本学に対し、一定の推薦枠を設けている財団については、「学校推薦群」として学内募集・選考を行い、財団に推薦します。

出願資格	期待される人物像	立命館大学を代表する奨学生として相応しい（学業成績優秀・品行方正）者でありながら経済的理由で修学が困難な者 奨学生に採用後、各財団が求める授与式・交流会・研修会に必ず参加できる者
	家　　計	生計維持者（父母合算）の年間収入が、給与収入の場合 800 万円以下、自営業その他所得の場合 337 万円以下であること
	学　　業	高等学校等における学習成績の状況（従来の評定平均値）4.0 以上
給付額・給付方法		財団によって異なる
募集人数		１５名程度
選考方法		学内での書類・面接選考のうえ、各財団への推薦者を決定 ※大学からの推薦にもとづき、各財団による選考があります。
出願締切		**【ウェブ申請】2025 年 3 月 21 日（金）17：00** **【必要書類郵送】2025 年 3 月 21 日（金）必着**
募集要項		**本学奨学金ウェブサイト［立命館大学トップ→学生生活・就職→奨学金制度（学部生対象）→目的から探す→民間財団・地方公共団体］からダウンロードしてください。**
備　　考		学校推薦群とは別に、一般公募群（給付型・貸与型）および地方公共団体（貸与型中心）の奨学金もあります。本学に対し募集依頼があったものは、随時本学奨学金ウェブサイトでお知らせしています。 ※外国人留学生（在留資格が「留学」であるもの）は対象外です。

入学直後に出願が必要な奨学金～出願準備は入学前からはじめてください～

（3）日本学生支援機構 給付奨学金および立命館大学学費減免（給付型）

修学の意志がありながら、経済上の理由により修学が困難な学生を支援することを目的とする奨学金です。日本学生支援機構 給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度であり返還義務のない奨学金です。また、「立命館大学学費減免」は、国の授業料減免を包括した授業料減免制度です。学力基準および家計基準により支援範囲が異なります。

2025 年度より多子世帯の家計基準は撤廃されます（国の授業料減免のみ）。詳しくは 3 月中旬公開予定の募集要項および本学奨学金ウェブサイトで確認してください。

		日本学生支援機構 給付奨学金	立命館大学 学費減免
給付額		＜第Ⅰ区分＞ 自宅通学　：38,300 円（42,500 円） 自宅外通学：75,800 円 ＜第Ⅱ区分＞ 自宅通学　：25,600 円（28,400 円） 自宅外通学：50,600 円 ＜第Ⅲ区分＞ 自宅通学　：12,800 円（14,200 円） 自宅外通学：25,300 円 ＜第Ⅳ区分＞ 多子世帯のみ適用 自宅通学　：9,600 円（10,700 円） 自宅外通学：19,000 円 ※日本学生支援機構が定める家計基準を満たす必要あり ※ いずれも月額 ※（　）内の金額は、生活保護受給世帯および進学後も児童養護施設等から通学する人が該当	国の授業料等減免制度に本学の支援をあわせた制度（日本学生支援機構給付奨学金の支援区分による授業料減免額と、本学の支援区分による年間授業料 1/2 または 1/4 のいずれか大きい額を減免） ＜第Ⅰ区分＞ 700,000 円または授業料 1/2 の金額 ＜多子世帯＞ 700,000 円 ※本学の支援区分適用なし ＜第Ⅱ区分＞ 466,700 円または授業料 1/4 の金額 ＜第Ⅲ区分＞ 233,400 円または授業料 1/4 の金額 ＜Ⅳ区分＞ 理工農系のみ適用 233,400 円または授業料 1/4 の金額 ※本学独自の家計基準を超える場合は 233,400 円の減免（本学の支援区分適用なし） ＜大学独自区分＞ 授業料 1/4 の金額 ※ いずれも年額
選考基準		日本学生支援機構が定める家計基準・学力基準・その他基準のすべてを満たす者	日本学生支援機構給付奨学金に採用された者、もしくは本学独自の家計基準を満たす者
出願資格	家計	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯、かつ資産が基準額未満	給付奨学金の家計基準または生計維持者（原則父母合算）の年間収入が 400 万円以下またはその他所得 57 万円以下
	学力	以下①②のいずれかに該当すること ①高卒認定試験の合格者であること ②将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること	本学への入学をもって資格ありとする（ただし、日本学生支援機構の支援区分による授業料減免額を受ける場合は、左記と同様の基準を満たす必要あり）
	その他	大学に進学するまでの期間や国籍・在留資格などの基準あり	
給付方法		本人名義の口座に原則毎月振込	学費請求時に、決定した減免額を授業料から差し引く方法で給付
出願期間		**【春募集】2025 年 4 月 1 日（火）～ 2025 年 4 月 18 日（金）**	

＊出願についての詳細は、募集要項および本学奨学金ウェブサイトで確認してください。
＊日本学生支援機構の給付奨学金が採用となった場合、貸与奨学金第一種の貸与月額が減額調整され、0 円となる場合があります。貸与奨学金の月額が必要な場合は、必ず第二種奨学金に出願してください。
＊日本学生支援機構 給付奨学金の詳細については、日本学生支援機構ウェブサイトで確認してください。

※多子世帯への支援については、2024 年 11 月時点での情報を掲載しています。
内容は変更になる場合があります。確定した制度内容については募集要項および本学奨学金ウェブサイトで確認してください。

（4）日本学生支援機構 貸与奨学金（貸与型）

国が行う奨学金事業です。全学生の約３人に１人がこの奨学金を受給しています。

出願資格	家　　計	提出されたマイナンバーにより、2023 年（1 月 1 日～ 12 月 31 日）の収入に基づく 2024 年度の住民税情報を日本学生支援機構が取得し日本学生支援機構が判定します。 貸与額算定基準額が次の収入基準額以内であること。 〈第一種奨学金〉189,400 円 〈第二種奨学金〉381,500 円 〈併 用 貸 与〉164,600 円
	学　　業	〈第一種奨学金〉高等学校等における学習成績の状況（従来の評定平均値）3.5 以上であること 学力基準の実質的撤廃者（貸与額算定基準額が０円の者、生活保護世帯の者、社会的養護を必要とする者）に限り学力基準を給付奨学金の基準に合わせます。 〈第二種奨学金〉本学への入学をもって資格ありとする ※学業資格は変更の可能性があるため、詳しくは募集要項を確認してください。
奨学金の種類 貸与月額 （希望金額を選択）		〈第一種奨学金（無利子）〉 自宅生：２万円、３万円、４万円、５万４千円 自宅外生：２万円、３万円、４万円、５万円、５万４千円、６万４千円 ※５万４千円および６万４千円を選択するには収入条件があります。
		〈第二種奨学金（有利子／上限利率は３％。在学中は無利子）〉 ２万円～ 12 万円（1 万円単位）（薬学部生のみ１４万円の選択可）
選考方法		日本学生支援機構が定める人物・学力・家計基準を満たしている者の中から、日本学生支援機構が採用を決定
採用人数		制限なし（2024 年度は基準を満たしている者は全員採用）
出願期間		**2025年4月1日（火）～2025年4月18日（金）**

（5）立命館大学春季奨学金（日本学生支援機構 給付奨学金および立命館大学学費減免・日本学生支援機構 貸与奨学金） 募集要項請求要領

入学直後に出願が必要な奨学金の「日本学生支援機構 給付奨学金および立命館大学学費減免」・「日本学生支援機構 貸与奨学金」に出願するためには、募集要項を入手する必要があります。

募集要項等の**郵送を希望する場合**は、以下①・②の手続により請求してください。すべての手続完了後、3 月 19 日以降に指定の住所へ順次発送します。

＊募集要項等は 3 月 19 日以降、各キャンパスの学生オフィス窓口でも受け取ることができます。窓口で受け取る場合は、申請フォームへの入力および送料の支払い手続は不要です。日程は変更になる可能性があるため、本学奨学金ウェブサイトで確認してください。

①以下 URL より募集要項請求の申請フォーム入力方法・送料支払い手続き方法等を確認

https://www.ritsumei.ac.jp/scholarship/news_economic/article.html/?news_id=389

②申請フォーム入力後にメールでご案内する決済サイトより送料の支払い手続

お支払い金額：705 円※

※支払い手続完了後は募集要項請求の取り消し・払い戻しをお受けできません。
※送料の 705 円は 2025 年 3 月迄の料金です。2025 年の 4 月以降の送料については、実際の決済サイト内で確認してください。

※ 高校予約にて、日本学生支援機構奨学金の採用候補者に決定している方は、募集要項の請求は不要です。
P.6「**3 日本学生支援機構奨学金（貸与・給付）の「予約採用」が決定している方へ**」を参照してください。

3 日本学生支援機構奨学金（貸与・給付）の「予約採用」が決定している方へ

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和７年度大学等奨学生採用候補者決定通知【本人保管用】

令和６年１０月１５日

登録番号 99999901-100-00999

学年等 2 年 10 回

対照番号 A000001

氏名 学校用 見本 様

（ｶﾅ ｶﾝｾﾞﾝ ﾖﾐｶﾞﾅ）

独立行政法人
日本学生支援機構

（印鑑不要）

本機構は、あなたを下記のとおり令和７年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。
ついては、あなたが令和７年度に本機構奨学金が貸の学校に進学（高等専門学校２年生及び３年生の場合は本機構奨学金が給付の高等専門学校を含む。）または本機構奨学金が給付の学校に進学、（以下「進学」という。）されたら、下記のとおりの内容で申請されたものとなります。ただし、奨学金の給付を希望される方は、奨学金の給付の手続きを行ってください。

記

1．申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金	貸与奨学金	入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	第一種奨学金・第二種奨学金の両者を希望する	希望する

選考結果	給付奨学金	貸与奨学金		
	修学支援新制度「第１区分」	ア・第一種奨学金	イ・第一種奨学金	ウ・第二種奨学金
	機構決定	機構決定	機構決定	機構決定
住民税非課税世帯	○	○	○	○
住民税課税世帯（所得割額が７万１千円未満）	○	○	○	○
住民税課税世帯（所得割額が７万１千円以上５８万７千円未満）	○	○	○	○
住民税課税世帯（所得割額が５８万７千円以上１０１万円未満）	○	○	○	○
住民税課税世帯（所得割額が１０１万円以上）	○	○	○	○

注１．「第一種奨学金」・「第二種奨学金」欄の「○」は、貸与奨学金の申込みにおいて、「ア」（は申込内容に希望されていない。）、「イ」（は申込内容に希望されている。）、「ウ」（は申込内容に希望されている。）の区分に応じ、それぞれ、第一種奨学金の貸与・第二種奨学金の貸与を行うことを意味します。

注２．本学の進学先が第一種奨学金の貸与を希望しない場合、「ア」（は申込内容に希望されていない。）の区分に応じ、第一種奨学金の貸与は行わず、第二種奨学金の貸与を行うことを意味します。

注３．「給付奨学金」欄の「○」は、給付奨学金の申込みにおいて、「修学支援新制度「第１区分」」の区分に応じ、給付奨学金の給付を行うことを意味します。

注４．給付奨学金の貸与を希望される方は、貸与奨学金の申込みを行ってください。

2．採用候補者となった奨学金の内容について

利用奨学金（毎月）	給付奨学金（毎月）	第一種奨学金（毎月）	第二種奨学金（毎月）	入学時特別増額貸与奨学金（毎月）
利用条件（毎月）	支援区分：第１区分● 住民税非課税世帯 or 住民税課税世帯（所得割額が７万１千円未満）世帯	奨学金の約束内容		
		進学先が第一種奨学金の貸与を希望しない場合	進学先が第一種奨学金の貸与を希望する場合	進学先が第一種奨学金の貸与を希望する場合
申込時の選択内容	給付奨学金	**********	月額2万2,200円	一時金30,300円
	貸与方式	**********	所得連動返還方式	定額返還方式
	進路先	**********	機関決定	人的保証
	奨学金貸与日	**********	**********	利息負担しない方式
機構決定内容	給付奨学金	**********	**********	利息負担しない方式
	貸与方式	**********	**********	利息負担しない方式
	進路先	**********	**********	人的保証
	奨学金貸与日	**********	**********	利息負担しない方式

注１．「利用条件」欄の「支援区分」は、「住民税非課税世帯」または「住民税課税世帯（所得割額が７万１千円未満）」の区分に応じ、それぞれ、「第１区分」または「第２区分」を意味します。

注２．「申込時の選択内容」欄の「給付奨学金」は、「給付奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、給付奨学金の給付を行うことを意味します。

注３．「申込時の選択内容」欄の「貸与方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与方式」または「第二種奨学金の貸与方式」を意味します。

注４．「申込時の選択内容」欄の「進路先」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の進路先」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の進路先」を意味します。

注５．「申込時の選択内容」欄の「奨学金貸与日」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の奨学金貸与日」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の奨学金貸与日」を意味します。

注６．「機構決定内容」欄の「給付奨学金」は、「給付奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、給付奨学金の給付を行うことを意味します。

注７．「機構決定内容」欄の「貸与方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与方式」または「第二種奨学金の貸与方式」を意味します。

注８．「機構決定内容」欄の「進路先」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の進路先」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の進路先」を意味します。

注９．「機構決定内容」欄の「奨学金貸与日」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の奨学金貸与日」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の奨学金貸与日」を意味します。

注１０．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注１１．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注１２．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注１３．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注１４．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注１５．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注１６．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注１７．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注１８．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注１９．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注２０．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注２１．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注２２．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注２３．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注２４．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注２５．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注２６．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注２７．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注２８．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注２９．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注３０．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注３１．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注３２．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注３３．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注３４．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注３５．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注３６．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注３７．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注３８．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注３９．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注４０．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注４１．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注４２．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注４３．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注４４．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注４５．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注４６．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注４７．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注４８．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注４９．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注５０．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注５１．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注５２．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注５３．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注５４．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注５５．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注５６．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注５７．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注５８．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注５９．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注６０．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注６１．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注６２．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注６３．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注６４．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注６５．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注６６．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注６７．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注６８．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注６９．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注７０．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注７１．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注７２．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注７３．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注７４．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注７５．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注７６．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注７７．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注７８．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注７９．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注８０．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注８１．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注８２．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注８３．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注８４．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注８５．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注８６．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注８７．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注８８．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注８９．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注９０．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注９１．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注９２．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注９３．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注９４．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注９５．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注９６．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注９７．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注９８．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注９９．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注１００．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注１０１．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注１０２．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注１０３．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注１０４．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注１０５．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注１０６．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注１０７．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の人的保証」を意味します。

注１０８．「機構決定内容」欄の「利息負担しない方式」は、「第一種奨学金の貸与を希望する」または「第二種奨学金の貸与を希望する」の区分に応じ、それぞれ、「第一種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」または「第二種奨学金の貸与を希望する場合の利息負担しない方式」を意味します。

注１０９．「機構決定内容」欄の「人的保証」は、「第一種奨

Ⅲ 下宿・通学について

1 下宿について

（1）下宿の紹介・斡旋

下宿の紹介・斡旋は、立命館生活協同組合、株式会社クレオテックが行っています。後日、本学より立命館生活協同組合および株式会社クレオテックの下宿斡旋や学生生活に関わる保険の紹介など、新しい学生生活のための資料「入学準備資料」をお送りします。ただし、海外の住所には発送しておりません。

なお、本学には「学生寮」はありません。

立命館生活協同組合

「住まいさがし」（宅地建物取引業免許　国土交通大臣（６）第５６０４号）

衣笠キャンパス　TEL　０１２０－６０６－３１５

びわこ・くさつキャンパス　TEL　０１２０－０７７－３９０

大阪いばらきキャンパス　TEL　０１２０－２８３－４８１

インターネットで住まいさがし、新入学準備は下記ウェブサイトもご覧ください。

https://www.ritsco-op.jp

株式会社クレオテック

「住まいさがし」（宅地建物取引業免許　国土交通大臣（６）第５８６３号）

https://www.creotech.co.jp/apart/index.html

※電話番号は、URL、二次元バーコードを参照しご確認ください。

※株式会社クレオテックは、学校法人立命館の全額出資会社です。

（2）下宿探しの注意事項

入居時の契約の際には、礼金・敷金・更新料等の支払内容をよく確認し理解のうえ、手続きを行ってください。領収書・契約書等は契約手続が終了しても、部屋を退去するまで大切に保管してください。なお、おとり広告（物件が存在しない広告等）にも注意してください。

2 通学定期券の購入について

（1）利用目的

通学を目的として利用する場合に限ります。

※利用目的がクラブ活動やアルバイト、就職活動等の場合は購入できません。

（2）購入できる区間

学生証の在籍確認シールに記載した現住所の最寄駅から所属キャンパスの最寄駅までです。

（3）購入時に必要なもの

学生証（新入生オリエンテーションで交付します）の提示が必要です。

※**裏面に有効期限内の在籍確認シールが貼られていない場合や、現住所と通学区間が記載されていない場合は購入できません**（本学では在籍確認シールが通学証明書を兼ねています）。学生証が交付されたら在籍確認シールに現住所と通学区間を必ず記入してください。

（4）その他留意事項

①２社線以上の連絡がある場合は、交通機関ごとに区間を分けて記入してください。

②在籍確認シールの通学定期券発行控欄が不足した場合、学びステーションに申し出てください。

③住所変更した場合は、大学の訂正印が必要です。学びステーションで住所変更の手続をしてください。

〈参考：主要交通機関における最寄駅〉

交通機関		最寄駅		
		衣笠キャンパス	びわこ・くさつキャンパス	大阪いばらきキャンパス
ＪＲ西日本		円町、花園　※JR京都線、琵琶湖線、湖西線、奈良線を利用する場合に限り、京都および二条も最寄り駅とする	南草津	茨木
近畿日本鉄道		京都	京都	京都
阪急電鉄		西院、大宮	－	南茨木、茨木市
京阪電鉄		接続駅でバス運行本数などによるため、最短経路であればよい		
大阪モノレール		－	－	宇野辺、南茨木
京都市交通局	地下鉄	西大路御池	－	－
	バス	立命館大学前、わら天神前、衣笠校前		
近江鉄道バス		－	立命館大学	－
京阪バス		－	－	ＪＲ茨木、ＪＲ茨木東口

3 自動車通学（全面禁止）・バイク・自転車通学に関する本学のルール ～新入生と父母の皆さんへ～ ――

学生のキャンパス内外における事故の発生を防ぐと同時に本学周辺住民に迷惑をかけず地域の生活環境と安全を確保するという観点から、通学は徒歩もしくは自転車、またはバス・電車などの公共交通機関による方法を原則としています。通学にあたっては、以下の事項を遵守し、必要な手続を行ってください。

詳細は、ウェブサイトを参照してください。

（1）自動車通学全面禁止

自動車で通学した者については、停学など厳しく処分します。

（2）バイク通学は自粛が基本

キャンパス周辺での学生のバイク事故は、年々増加傾向にあります。学生が交通事故に遭遇し、大きな怪我を負うだけでなく、加害者となるケースも生じています。また、大学周辺は住宅地域であり、バイクの騒音や迷惑駐車などで住民の生活環境に被害を及ぼすことがあります。

こうした理由から**バイク通学は自粛を基本とし、課外自主活動やその他の事情でどうしても必要な場合に限り、バイク登録をしたうえで所定のバイク置場に駐車することを条件に通学を許可**しています。バイク通学をどうしても必要とする場合は、以下の留意事項を確認のうえ、必要な手続をしてください。

①バイク登録制度について

バイク通学が必要な場合は、必ず登録（有料）し、指定のバイク置場に駐車することを条件としています。登録の手続方法については、「バイク安全運転講習会」で説明します。

②「バイク安全運転講習会」について

本学学生のバイクによる事故の実態と各キャンパス周辺の道路事情にもとづく、事故多発事例・危険箇所、注意事項等について説明します。ウェブサイトにて「バイク安全運転講習会」のウェブガイダンスを公開していますので、バイク通学をする方は、必ず受講してください。

立命館大学ホームページ＞在学生の方へ＞自転車・バイク通学について
https://www.ritsumei.ac.jp/infostudents/bike/

③任意保険の加入について

次ページの「4 保険加入のすすめ」を参照してください。

（3）自転車通学について

自転車による事故が社会的にも問題となっているように、本学においても自転車事故が頻発しています。自転車による事故は、学生が被害者になるばかりでなく、加害者となって歩行者に重傷を負わせ、多額の損害賠償を求められるという深刻なケースが増加しています。こうしたことから、近隣住民の方々から交通ルールを守り、安全に走行するよう強い要請が出されています。その他、自転車の盗難、近隣への迷惑駐輪など自転車通学をめぐる様々な問題があることから、本学では自転車登録制度を実施しています。自転車通学をする方は、必ず登録し、指定の駐輪場に置いてください。

①「自転車安全運転講習会」の受講について

ウェブサイトにて「自転車安全運転講習会」のウェブガイダンスを公開しています。自転車通学をする方は、必ず受講してください。

立命館大学ホームページ＞在学生の方へ＞自転車・バイク通学について
https://www.ritsumei.ac.jp/infostudents/bike/

自転車事故の多くは、自転車のルール違反によるものです。このようなケースでは、当然、自転車乗用者の過失責任が問われます。事故を防ぐうえでは、意外と知らない自転車のルールをよく理解したうえでこれを遵守することが最も重要です。講習会では自転車のルールと各キャンパスの道路事情に応じた事故多発箇所、事故事例、注意事項等について説明します。

②自転車登録手続について

自転車登録手続きについての詳細は、前述の大学ホームページをご確認ください。自転車登録には以下の事項を守ることが必要です。

・防犯登録をしていること。
・盗難防止のため鍵を付帯していること（二重ロック推奨）。
・前照灯をつけていること。
・「自転車安全運転講習会」を受講していること。
・個人賠償責任保険に加入していること（補償額　1億円以上）。
　事故の際に示談交渉がついている保険に加入することをお勧めします。

＜問い合わせ先＞

衣笠キャンパス	びわこ・くさつキャンパス	大阪いばらきキャンパス
衣笠キャンパスインフォメーション	ＢＫＣキャンパス管理室	ＯＩＣキャンパスインフォメーション
075-465-8144	077-561-2621	072-665-2020

4　保険加入のすすめ

本学では、正規学生全員を対象として正課中や課外自主活動中（大学で登録した団体に限る）、また大学施設内にいる間に生じた不慮の事故（急激かつ偶然な外来の事故）によって身体に障害（ケガ）を被った場合に備えて、「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」に加入しています。これらの条件下においてケガをした場合には、学研災の対象となる場合がありますので、まずは各キャンパス学生オフィス窓口に相談し、手続を行ってください。

しかし、この「学研災」には最低必要な治療日数の定めがあり、また病気や通学途中の事故や病気などには対応していません。

学生生活では、通学途中の交通事故や思わぬ病気やケガに遭遇することがあります。実際に、自転車事故で加害者となり、多額の賠償を求められるケースなども増えています。このような事態に備え、任意保険に加入することをお勧めします。

バイク等の「任意保険」の加入について

近年の交通事故における損害賠償額は非常に高額になっています。法律で加入が義務つけられている自賠責保険だけでは補償できないケースが増加していますし、物損事故は、そもそも補償されません。一方で、任意保険に加入していれば事故後の話し合いに保険会社が専門的な視点でアドバイスおよび交渉をし、被害者・加害者どちらの立場になっても大きなトラブルを避けることができます。交通事故を起こさないように細心の注意を払うとともに、必ず任意保険にも加入し、不測の事態に備えてください。任意保険の適用は、自賠責保険加入が条件となっています。自賠責保険の加入・更新も忘れずに行ってください。

＜大学内で加入手続きができる保険＞

立命館生活協同組合：「学生総合共済」「学生賠償責任保険」
TEL　0120－465－098
URL　https://www.ritsco-op.jp/

(株)クレオヒューマン：「立命館大学　学生総合保障制度（学生・こども総合保険）」
TEL　075－463－9178
URL　https://www.creohuman.co.jp/business/insurance/student/

※株式会社クレオヒューマンは、株式会社クレオテックの全額出資会社です。
※株式会社クレオテックは学校法人立命館の全額出資会社です。

Ⅳ 学生生活について

1 キャンパス全面禁煙について

立命館大学は終日キャンパス全面禁煙（特定屋外喫煙場所を除く）です。

※「改正健康増進法」に基づき、大学を含む第一種施設は敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所を除く）です。

立命館学園　キャンパス全面禁煙に向けた指針（2008年4月　学校法人立命館）

喫煙は、喫煙者自身の健康を害するだけでなく、受動喫煙等により非喫煙者の健康をも害している。喫煙は、医療費の増大など国民に不要の社会的コストを負担させる要因ともなっている。喫煙人口を減少させ、受動喫煙を防止することは、人類の健康と福祉に合致するものである。

喫煙者の多くが大学時代に喫煙習慣を身に付けている。この状況を変革することを通じて、喫煙人口の減少に貢献することは、大学の社会的責務である。

立命館学園は、人類と社会の進歩と発展に貢献するという教育研究機関としての使命を深く自覚し、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成する」という教育の目的を具現化する一環として、受動喫煙の防止とキャンパス全面禁煙に向け、下記の取り組みを進める。

●キャンパス禁煙化に向けた取り組み

（1）健康と社会に対して喫煙が与える害について、学園構成員に教育し、啓発する。
（2）受動喫煙による健康被害から非喫煙者を守る。
（3）新たな喫煙者を発生させない教育、啓発を行う。
（4）喫煙者の卒煙を支援する。

※ キャンパス内で違反喫煙を行った学生に対して、注意や指導など厳しい対応を行います。
※ 上記をご理解のうえ、ご家族を含め本学に来校される場合は、キャンパス内・周辺路上での禁煙にご協力をお願いします。

2 安心で快適な学生生活を送るために

●大学の中での営業行為について

大学内で営業行為ができるのは、立命館生活協同組合や（株）クレオテック等指定された業者のみです。その他の業者がキャンパス構内で勧誘・営業することは禁止しています。入学前も含めて学内でも家庭教師登録業者、下宿紹介業者等には十分注意してください。特に連絡先等個人情報は悪用される恐れがあります。むやみに教えないよう、慎重に対処してください。

●学生をとりまくさまざまな事件・事故について

有意義な学生生活を送るためには、安全・安心で快適な学修環境が前提となります。しかし、ちょっとした不注意や気の緩みからトラブルに遭遇することも少なくありません。もしトラブルに巻き込まれた場合は一人で悩まず、早めに大学や各種相談機関、両親、友人に相談し解決を図ることが重要です。

トラブルには、個人情報をうっかり公開してしまったために遭遇するケースが多く見受けられます。いかなる場合でも個人情報の公開には十分な注意を払ってください。

①成年年齢 18 歳について

民法改正により2022 年 4 月 1 日から、成年年齢が 18 歳になりました。成年は父母等の同意なしで契約ができますが、その責任も負います。契約にはルールがあり、知識のないまま安易に契約するとトラブルに巻き込まれる可能性（マルチ商法、情報商材等）があります。社会経験の少ない成年になったばかりのタイミングを狙い打ちにする悪質な業者もいます。以下のサイト等で契約に関する知識やルールを学び、検討する力を身につけてください。

※消費者庁の消費者教育ポータルサイト
※相談窓口：消費者ホットライン「188（いやや）！」

②「一人暮らし」の諸注意

一人暮らしを始める方も多いと思います。あなたを守るのはあなた自身です。被害に遭わないよう下記の点に注意するとともに、騒音やごみ出し、火や水の不始末等で隣人や近隣に迷惑をかけることのないようにすることも重要です。

・必ずドアや窓の鍵は閉めておく。オートロックがあるから、上階だからと安心せず常に戸締りをする。
・人が訪ねてきても不用意にドアを開けず、相手を確かめて対応する。行政機関を名乗ったり、室内設備の点検等の場合でも、家主等関係者、機関に確認してから対応する。
・周辺の地理や緊急時の連絡先（家主、管理会社、最寄りの警察等）をあらかじめ調べておく。

③「悪質・危険な勧誘」について

社会経験の少ない学生・若者を狙った悪質な商法（「高額商法」「マルチ商法」「キャッチセールス」等）や、サークル活動、ボランティア活動と称して実際は反社会的な団体の勧誘活動である場合もあります。これらは街頭や突然の電話や訪問（知人の場合もある）で言葉巧みに近づいてきますが、うっかり個人情報を開示してしまうとトラブルに巻き込まれてしまいます。少しでも不審に思った場合は、はっきりと断ることが重要です。

④インターネット上のトラブル

近年のインターネット環境の充実にともない、ネット上のトラブルも増加しています。不適切な利用をした場合、自分だけではなく、時には他人にも被害がおよぶこともあります。ネット利用は自己責任が前提です。正しい利用を心掛けてください。

⑤大麻、覚せい剤、危険ドラッグなどの違法薬物

違法薬物を勧める「疲れが取れる」「頭がスッキリする」「楽に痩せられる」などの誘い文句はすべて誤りです。いかなる違法薬物も各種犯罪を誘発し、生涯にわたる身体や精神への危害ははかり知れません。また違法薬物を手にした時点で、厳しい社会的制裁を受け、人生を棒に振ることになりかねません。絶対に手を出さないようにしてください。

⑥大学名を名乗った電話での問い合わせ

実家に「学生オフィスの○○ですが、お子さんに至急連絡を取りたいので携帯電話の番号を教えてください」などと大学名を名乗って個人情報を聞き出そうとする電話がかかってくる場合があります。大学から連絡を取る場合には、御父母から本人に連絡を取っていただき、本人から大学に連絡をもらうことを基本としています。

上記のような電話があった場合は、「こちらから連絡させますので、氏名と電話番号を教えてください」と回答いただくようお願いします。

3 国民年金への加入について

学生であっても２０歳になれば加入することが法律で義務付けられています。所得のない学生については、本人の申請により保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。詳しくはお近くの日本年金機構年金事務所に問い合わせてください（本学では代行事務は行っておりません）。

日本年金機構ウェブサイト（学生納付特例制度）

4 学生生活についての相談窓口・支援について

学生生活で悩みや心配ごとがある場合、また、「困っているがどこに相談したらいいのか」が分からない場合は、各キャンパスの学生オフィスにご相談ください。相談内容に応じて専門部局等をご案内します。

（1）学生生活に関わる悩みを持つ学生の相談窓口　～「学生サポートルーム」～

学生サポートルームは「学生生活の目標が見つからない」、「勉強に興味がもてない」、「友達づきあいがうまくいかない」、「将来のことが不安」、「自分のことについて見つめなおしたい」など、学生生活の様々な事柄について、専門家（臨床心理士等）が相談に応じます。相談内容がまとまっていなくても「とにかく誰かに相談したい、話を聞いて欲しい」というときは、気軽に学生サポートルームを訪ねてください。利用方法など詳細は以下ウェブサイトや、「学生サポートルーム」リーフレットで確認してください。

学生サポートルーム　ウェブサイト　https://www.ritsumei.ac.jp/ssr/

（2）障害のある学生に対する支援について　～「障害学生支援室」～

立命館大学障害学生支援方針に基づき、「障害学生を含むインクルーシブな大学づくり」の実現を目指し、障害学生支援を行っています。

支援内容は、障害学生の所属する学部の学びの特徴と障害学生のニーズに基づいて、個別、検討します。入学後の修学にかかわるご相談は、第１次入学手続後速やかに、入学予定の学部事務室もしくは以下の相談窓口にお問い合わせください。

障害部門別	場　所	連絡先
身体障害のある学生の相談窓口	衣笠キャンパス 研心館１階	075－465－8343 drc@st.ritsumei.ac.jp
精神・発達障害とその可能性のある学生の相談窓口（学生オフィス内）	衣笠キャンパス 研心館２階	075－465－8174 sns-k@st.ritsumei.ac.jp
	びわこ・くさつキャンパス セントラルアーク１階	077－561－3951 sns-b@st.ritsumei.ac.jp
	大阪いばらきキャンパス A 棟南（AS 事務室）１階	072－665－2130 sns-oic@st.ritsumei.ac.jp

障害学生支援室　ウェブサイト　https://www.ritsumei.ac.jp/drc/

◆問い合わせ窓口一覧

奨学金に関する問い合わせ先	衣笠キャンパス所属学部入学者 ＜法・産業社会・国際関係・文＞ **学生オフィス（衣笠）　075-465-8494/8168**　（土日祝を除く　9:30 ～ 17:00） 〒 603–8577 京都市北区等持院北町 56–1
	びわこ・くさつキャンパス所属学部入学者 ＜経済・スポーツ健康科学・食マネジメント・理工・生命科学・薬＞ **学生オフィス（BKC）　077-561-2854**　（土日祝を除く　9:30 ～ 17:00） 〒 525–8577 滋賀県草津市野路東 1–1–1
	大阪いばらきキャンパス所属学部入学者 ＜経営・政策科学・総合心理・グローバル教養・映像・情報理工＞ **学生オフィス（OIC）　072-665-2135**　（土日祝を除く　9:30 ～ 17:00） 〒 567–8570 大阪府茨木市岩倉町 2–150
下宿の紹介・住居の斡旋に関する問い合わせ先	**立命館生活協同組合　衣　笠　0120-606-315** **立命館生活協同組合　ＢＫＣ　0120-077-390** **立命館生活協同組合　ＯＩＣ　0120-283-481** ※営業時間については立命館生協 HP よりご確認下さい。 https://www.ritsco-op.jp/index.html
保険加入に関する問い合わせ先	**立命館生活協同組合　0120-465-098**　（土日祝を除く　10:00 ～ 17:00） **（株）クレオヒューマン　075-463-9178**　（土日祝を除く　9:00 ～ 17:00）
バイク・自転車登録制度に関する問い合わせ先	**衣笠キャンパスインフォメーション　075-465-8144**　（土日祝を除く　9:00 ～ 17:30） **ＢＫＣキャンパス管理室　077-561-2621**　（土日祝を除く　9:00 ～ 17:30） **ＯＩＣキャンパスインフォメーション　072-665-2020**　（土日祝を除く　10:00 ～ 17:00）

※大阪いばらきキャンパスは2025年3月21日（金）が臨時休業となります。
※びわこくさつキャンパスは2025年3月24日（月）が臨時休業となります。